

ご利用者の介護度		要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
・ サービス利用料金 (単位)		638	705	778	846	913
・ サービス提供体制加算 1 (単位) 注 1				18		
・ 看護体制加算 I (単位)				4		
・ 夜勤職員配置加算 (単位)				18		
・ 栄養マネジメント加算 (単位)				14		
・ 口腔衛生管理体制加算 (単位) 注 2				1		
・ 介護職員処遇改善加算 (単位) 注 3		58	63	69	75	80
・ 介護職員等特定処遇改善加算 (単位) 注 4		19	21	22	24	26
合計単位		770	844	924	1000	1074
上記、合計単位を自己負担額に換算（1単位は10.14円）：（円）	1割負担額	780	855	936	1,014	1,089
	2割負担額	1,561	1,711	1,873	2,028	2,178
	3割負担額	2,342	2,567	2,810	3,042	3,267
・ 居室に係る自己負担額（円）	・ 第4段階（標準）			個室 2, 342		
	・ 第3段階			個室 1, 310		
	・ 第2段階			個室 820		
	・ 第1段階			個室 820		
・ 食費に係る自己負担額（円）	・ 第4段階（標準）			1,392		
	・ 第3段階			650		
	・ 第2段階			390		
	・ 第1段階			300		
・ 1日あたりに係る費用（円） 《基本的費用の概算》	居室の形態	個室	個室	個室	個室	個室
	・ 第4段階（標準）	4,514	4,589	4,670	4,748	4,823
	・ 第4段階（2割負担）	5,295	5,445	5,607	5,762	5,912
	・ 第4段階（3割負担）	6,076	6,301	6,544	6,776	7,001
	・ 第3段階	2,740	2,815	2,896	2,974	3,049
	・ 第2段階	1,990	2,065	2,146	2,224	2,299
・ 第1段階	1,900	1,975	2,056	2,134	2,209	
該当する場合に係る費用	・ 初期加算 (単位)	入所日から30日以内の期間。30日以上入院後の再入所も同様。				30
	・ 入院・外泊時費用 (単位)	月6日を限度。				246
	・ 日常生活継続支援加算 (単位)	利用者の介護度比率・職員の資格取得状況により算定。				36
	・ 療養食加算 (単位)	医師の指示に基づき療養食を提供したとき、1食ごと算定。				6
	・ 経口移行加算 (単位)	医師の指示に基づき、経口摂取のための栄養管理を行ったとき。				28
	・ 褥瘡マネジメント加算 (単位)	褥瘡発生リスクに対し褥瘡管理を実施したとき。3か月に1回				10
	・ 低栄養リスク改善加算 (単位)	再入所時等に低栄養リスクで栄養・食事調整を実施したとき。6か月を限度。				300
	・ 看取り介護加算 1 (単位)	死亡日以前4日以上30日以下。				144
	・ 看取り介護加算 2 (単位)	死亡日の前日及び前々日。				680
	・ 看取り介護加算 3 (単位)	死亡日。				1,280
	・ 介護職員処遇改善加算 (単位)	「該当する場合に係る費用」の合計に対して算定されます。				「該当する場合に係る費用」の合計単位 × 83/1,000 が加算されます。
	・ 特定処遇改善加算 (単位)	「該当する場合に係る費用」の合計に対して算定されます。				「該当する場合に係る費用」の合計単位 × 27/1,000 が加算されます。
1か月(30日)に係る費用 《基本的に係る費用の概算》		要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
自己負担額（円）		個室	個室	個室	個室	個室
	・ 第4段階（標準）	135,420	137,682	140,147	142,443	144,705
	・ 第4段階（2割負担）	158,820	163,344	168,274	172,866	177,390
	・ 第4段階（3割負担）	182,220	189,006	196,402	203,289	210,075
	・ 第3段階	82,200	84,462	86,927	89,223	91,485
	・ 第2段階	59,700	61,962	64,427	66,723	68,985
・ 第1段階	57,000	59,262	61,727	64,023	66,285	
理美容サービス（実費）の価格表（円：税込み）		調髪	調髪 + 顔そり	顔そりのみ	毛染め（調髪込み）	パーマ（調髪込み）
		1,500	1,800	500	3,800	4,200

注1 サービス提供体制強化加算は、職員の資格取得者の比率により単位数が変わります。（介護福祉士が6割以上の場合は18単位、5割以上6割未満の場合は12単位になります。）

注2 口腔衛生管理体制加算のみ、一月単位の算定（30単位）になります。この加算以外の全てが、1日単位での算定になりますので、上記料金表では、便宜上「1単位」で記載してあります。

注3 介護職員処遇改善加算は、サービス利用料金と各加算の単位数の合計に 83/1,000を乗じます。

注4 介護職員等特定処遇改善加算は、サービス利用料金と各加算の単位数の合計に 27/1,000を乗じます。

※ 利用料などの精算は月単位で行います。1日あたりの金額に換算した場合、円単位で端数が違うことがありますので、ご了承ください。

※ 居室と食事に係る自己負担額について、負担限度額認定を受けている場合には、介護保険負担限度額認定証に記載されている額とします。

※ 「該当する場合に係る加算」など、個別に費用が発生する場合があります。詳しくはお問い合わせください。